

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税、都市計画税、自動車税、鉦区税、水利地益税、軽自動車税、特別土地保有税、共同施設税、宅地開発税）	
要望項目名	（独）大学改革支援・学位授与機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）等に基づき、大学等の機能強化に向けた資金の交付など独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務を見直す。 ・ 特例措置の内容 上述の見直しに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置（これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置の継続）を講ずる。	
関係条文	地方税法第二十五条第一項第一号、第七十二条の四第一項第二号、第七十三条の三第一項、第四百四十八条第一項、第七十九条、第二百九十六条第一項第一号、第三百四十八条第六項、第四百四十五条第一項、第五百八十六条第一項、第七百一条の三十四第一項、第七百二条の二第一項、第七百四条第一、二項	
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (-) (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務として、新たに大学等の機能強化に向けた資金の交付を行うことなどを位置づけることにより同機構の機能強化を図り、我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 デジタル・グリーンなど我が国の成長分野をけん引する高度専門人材は不可欠であり、こうした人材を育成する大学等の機能強化が必要である。そのためには、成長分野への学部再編等を促進する必要がある、意欲ある大学等が改革に躊躇なく踏み切れるよう、再編に要する初期投資や当面の運営経費に対し、複数年度にわたる継続的・機動的な支援を行う必要がある。 このような背景から、大学等の機能強化に向けた資金の交付に関することなど、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務の見直しを行うことで機能強化を図り、円滑な業務の実施のための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
	政策の達成目標	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務の見直しを行うことで機能強化を図り、円滑な業務の実施のための環境を整備し、我が国の高等教育の発展に資する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても所要の措置を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	我が国の高等教育の発展に資することを目的とした今般の業務の見直しにより、大学等の機能強化を図ること等は、公益的な性格を有するものであるため、現在と同様の税制上の優遇措置を維持することは適切と考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望